

尼崎市立児童ホーム・こどもクラブ
指導員派遣業務委託募集要項

令和4年1月

尼崎市

(こども青少年局保育児童部児童課)

1 趣旨

尼崎市立児童ホーム・こどもクラブ指導員派遣事業者に最も適した受託候補者を募集・選定をすることを目的とする。

2 募集に関する概要

(1) 募集する業務名

尼崎市立児童ホーム・こどもクラブ指導員派遣業務委託

(2) 業務目的

尼崎市立児童ホーム・こどもクラブにおいて勤務する指導員の派遣

(3) 業務内容

尼崎市立児童ホーム・こどもクラブへの指導員の派遣及びそれに付帯する業務

(4) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、本件に係る令和4年度予算が本市議会において承認された場合に限り、予算の範囲内において実施するものとする。

(5) 人数（職員の欠員状況により増減あり）

① 児童ホーム 18人程度

② こどもクラブ 9人程度

(6) 選定方法

応募された内容および受託にかかる経費が、市の選定基準に合致するものかどうかの判断を、選定会議を行い選定します。審査方法は次のとおりです。

ア 組織された選定会議において審査を行います。

イ 審査は提出された書類、並びにその内容に関するプレゼンテーションにより実施します。

ウ 審査項目は、選定会議において決定した選定基準をもとに審査項目毎の採点方式で行い、最高点を取った事業者を選定します。

3 参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者、または、名簿に登載されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合せて提出することができる者。

ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）であること。

(2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市との協議に柔軟に対応できる者。

- (3) 国税、地方税等を完納している者。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 次の事項に該当しない者。
 - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - イ 本市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者。
 - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者。
 - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者。
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体。
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体。
 - (ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体。
 - (エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 13 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)
 - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体。
 - (カ) 破産者で復権を得ない者。
 - (キ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体。

4 スケジュール

- (1) 募集要項の配布・・・・・・・・・・ 1 月 19 日(水) 市ホームページに掲載
- (2) 質疑受付(電子メールのみ)・・・・・・・・ 1 月 21 日(金) 正午まで(必着)
- (3) 質問の回答・・・・・・・・・・ 1 月 24 日(月) 市ホームページに掲載
- (4) 応募受付開始・・・・・・・・・・ 1 月 26 日(水)
- (5) 応募書類提出期限(持参又は郵送)・・ 1 月 31 日(月) 午後 5 時まで(必着)
- (6) 選定会議の開催(公募型プロポーザル方式)
 - ・・・・・・・・ 2 月 14 日(月) 場所、時間等は個別に通知
- (7) 選定結果の通知・・・・・・・・・・ 2 月 16 日(水)
- (8) 契約締結など・・・・・・・・・・ 選定結果の通知以降の日で調整の上決定します。

5 応募の条件

(1) 募集要項の承諾

応募者は応募書類の提出をもって、当該募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合には、失格とします。

- ア 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ 応募書類に虚偽の記載をした場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 応募資格を欠いていることが判明した場合
- オ その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

6 応募の手続き

(1) 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。応募書類に係る経費は、応募事業者の負担とし、提出された書類、資料は返却しません。書類の提出部数は9部（原本1部、コピー8部）とします。なお、様式はA4版縦、横書き、片面刷り、左とじとしてください。

(2) 提案内容

別紙仕様書に基づき、次の事項について企画・提案内容を記載してください。

① 参加申込書（様式1）

② 業務経歴書（様式2）

本市又は他自治体において同種の業務を受託し、完了した実績を記載。

これらの実施実績が確認できる報告書等を添付。（複数ある場合は代表的なものを1部）

③ 業務実施体制（様式3）

本業務を受託した場合の実施体制や特徴を記載。

④ 統括責任者及び担当者の業務実績（様式4）

本市又は他自治体において同種の業務を受託し、完了した実績を記載。

記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。

⑤ 企画提案書

任意様式

⑥ 見積書（様式5）

見積書には、派遣人件費1人当たりの時間単価（消費税及び地方消費税を除く。）を記載すること。

人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を添付すること。

原本1部のみ代表者印を押印し、残りの7部は複写とする。

7 選定審査対象除外

次の事項に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽があったとき。
- (2) 提出期限までに必要な書類を提出できなかったとき。
- (3) その他不正行為があったとき。

8 応募方法

提案書、見積書を添えて、受付期間内に、持参又は郵送してください。郵送の場合は、提出書類の到達について、児童課まで電話等で確認すること。

(1) 受付期間

令和4年1月26日（水）午前9時00分から

令和4年1月31日（月）午後5時00分まで（必着）

ただし、土曜日・日曜日は除きます。

(2) 受付場所

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市こども青少年局保育児童部児童課

電 話 06-6489-6936

F A X 06-6489-6938

なお、提出された書類等に変更等が生じた場合には、受付期間内に児童課まで提出してください。受付期間を過ぎての訂正、追加資料の提出は認めません。ただし、疑義等があり、尼崎市が補足資料等の提出を求めた場合はこの限りではありません。

9 募集に関する質疑の受付について

- (1) 当該募集に関する質疑は、電子メールで受け付けます。
- (2) 電話での質疑は受け付けないものとします。
- (3) 質疑の受付先は下記のとおりとします。

尼崎市こども青少年局保育児童部児童課（担当：貝賀）

F A X 06-6489-6938

e-mail ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

- (4) 受付期間：令和4年1月19日（水）～1月21日（金）正午必着

10 募集に関する質疑の回答について

回答については、市ホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて、質問者情報を伏せた形で、1月24日（月）に公表します。

なお、審査基準等に関する質問には一切お答えできません。

11 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募事業者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」を提出してください。

12 選定方法及び基準

公募型プロポーザル方式による選定とし、選定会議による審査及び応募事業者からのプレゼンテーションによる審査に基づき、最高得点者を本業務委託契約者として、選定します。

なお、選定会議は非公開とし、審査内容に係る質問や意義は一切受け付けません。

(1) 選定方法

① 応募資格等の確認

応募資格について確認します。

② 選定

プレゼンテーションの実施後、提供される業務の内容について選定会議において総合的に評価を行い、選定します。

③ 選定結果の通知

選定結果は令和4年2月16日（水）に、書面で通知します。

なお、選定結果は、決定した事業者名のみを公表します。また応募事業者の順位や落選理由、採点結果については公表しません。

(2) プレゼンテーション

① プレゼンテーション予定日

令和4年2月14日（月）

② プレゼンテーションの持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、各応募事業者一社につき30分とします。時間配分は20分を応募事業者の発表時間とし、応募時に提出いただいた資料にもとづいて行っていただきます。残りの10分を、選定委員からの質疑応答時間とします。応募事業者の発表時間については、終了していない場合でも、20分で終了します。

③ プレゼンテーションの出席者

プレゼンテーションの実施要員は特に指定しませんが、選定委員からの質疑にその場で回答できる者としてください。質疑に対する回答は、その時点（プレゼンテーション中）での回答を正式回答といたしますので、質疑に対する後日回答は認めません。

また、プレゼンテーションに参加する人員は3名以内とします。

④ その他

プレゼンテーションの実施に際し、パーソナルコンピュータや映写機等、機材が必要な場合は、当日持参ください。尼崎市では機器の貸し出しなどは一切行いません。なお、電源を要する場合は事前に申し出てください。

(3) 選定基準

選定会議は次の選定基準により総合的な視点から審査を行い、実施事業者を選定します。

① 業務実績等

ア 業務実績、提案内容の実施体制について

イ 担当者の経験、専門性等について

② 児童ホーム（放課後児童健全育成事業）に対する理解について

③ 仕様内容の実現可能性

仕様に適合する有資格者の人員の確保について

④ 提案の有益性

市に有益な提案内容が盛り込まれているか

⑤ 見積額

⑥ 市内事業者又は準市内事業者の加点

事業者が尼崎市内事業者である場合は、獲得した点数の合計に10%を、準市内事業者である場合は、獲得した点数の合計に5%を加算する。

13 業務委託契約の締結

本事業受託候補者として選定された法人等は、すみやかに尼崎市と具体的な業務内容及びその履行方法、委託料支払方法などを調整、協議し、委託契約等を締結します。

契約については令和4年4月1日から令和5年3月31日までの単年度契約とする。

14 問い合わせ先

尼崎市子ども青少年局保育児童部児童課（担当：貝賀）

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電 話 06-6489-6936

F A X 06-6489-6938

e-mail ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上